

平成25年行政事業レビューシート

(文部科学省)

事業名	産業教育設備費補助	担当部局庁	初等中等教育局	作成責任者			
事業開始・終了(予定)年度	昭和27年度・事業終了年度未定	担当課室	高校教育改革PT	主任視学官 望月 禎			
会計区分	一般会計	政策・施策名	確かな学力の向上、豊かな心と健やかな体の育成と信頼される学校づくり II-1 確かな学力の育成				
根拠法令 (具体的な条項も記載)	産業教育振興法 第19条	関係する計画、通知等	高等学校産業教育設備基準 (産業教育法施行令別表(第2条関係)) 教育振興基本計画(平成20年7月1日閣議決定)				
事業の目的 (目指す姿を簡潔に。3行程度以内)	私立高等学校の設置者が産業教育のための実験実習設備を整備するために、これに要する経費の一部を補助し、もって産業教育の振興を図るものである。						
事業概要 (5行程度以内。別添可)	高等学校(中等教育学校の後期課程を含む)における産業教育のための実験実習設備を整備するために必要な経費 (1)補助率:1/3(沖縄分6/10) (2)補助事業者:学校法人 (3)補助対象事業 ・基準設備:高等学校産業教育設備基準に掲げる設備を整備する。 ・設備更新:以前に整備した老朽損耗が著しい設備を整備する。 ・専攻科:高等学校における専攻科の実験実習設備を整備する。 ・普通科等産業教育設備:高等学校の普通科等における産業教育の実験実習設備を整備する。						
実施方法	<input type="checkbox"/> 直接実施 <input type="checkbox"/> 委託・請負 <input checked="" type="checkbox"/> 補助 <input type="checkbox"/> 負担 <input type="checkbox"/> 交付 <input type="checkbox"/> 貸付 <input type="checkbox"/> その他						
予算額・執行額 (単位:百万円)		22年度	23年度	24年度	25年度	26年度要求	
	予算 の 状 況	当初予算	55	26	25	25	27
		補正予算	0	0	0		
		繰越し等	-1	1	0		
		計	54	26	25	25	27
		執行額	38	26	25		
	執行率(%)	70.4%	100.0%	100.0%			
成果目標及び成果実績 (アウトカム)	成果指標		単位	22年度	23年度	24年度	目標値 (25年度)
	私立高等学校が設置している専門学校数 (専門学科の設置による産業教育の実施は、各学校法人の独自の建学の精神に基づき学科を設置し、実施するものであり、国が目標を設定することにはなじまない)	成果実績	学科	514	509	498	
活動指標及び活動実績 (アウトプット)	活動指標		単位	22年度	23年度	24年度	25年度活動見込
	補助対象学校法人数 (補助申請は、各学校法人の独自の建学の精神に基づき計画し、また、設置者負担を原則としつつ、その一部について、教育研究機能の維持向上等のために公財政支援を行っているものであり、活動見込み等を設定することにはなじまない)	活動実績 (当初見込み)	法人	23	12	16	—
単位当たりコスト		算出根拠	※各学校法人により整備する設備が異なるため、単純に単位当たりのコストを算出することにはなじまない。				
平成25・26年度予算内訳	費目	25年度当初予算	26年度要求	主な増減理由			
	学校教育設備整備費等補助金	25百万円	27百万円	補助事業者の26年度の事業計画を踏まえた増			
	計	25百万円	27百万円				

事業所管部局による点検						
		項目	評価	評価に関する説明		
国費投入の必要性	広く国民のニーズがあるか。国費を投入しなければ事業目的が達成できないのか。		－	本補助金は、私立高等学校の設置者が産業教育のための実験実習設備を整備する場合に、産業教育振興法第19条の規定に基づいて国が補助するものであるため、国が補助を行う必要がある。		
	地方自治体、民間等に委ねることができない事業なのか。		○			
	明確な政策目的(成果目標)の達成手段として位置付けられ、優先度の高い事業となっているか。		○			
事業の効率性	競争性が確保されているなど支出先の選定は妥当か。		－	補助率を1/3としており、受益者との負担関係は妥当である。また、対象費目については要綱で定義しており、真に必要なものに限定されている。		
	受益者との負担関係は妥当であるか。		○			
	単位当たりコストの水準は妥当か。		－			
	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。		－			
	費目・使途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。		○			
不用率が大きい場合、その理由は妥当か。(理由を右に記載)		－				
事業の有効性	事業実施に当たって他の手段・方法等が考えられる場合、それと比較してより効果的あるいは低コストで実施できているか。		－	各学校法人の独自の建学の精神に基づき計画し、また、設置者負担を原則としつつ、その一部について、教育研究機能の維持向上等のために公財政支援を行っているものであり、実態に応じた補助の執行となっている。また、整備された設備は産業教育の実習に用いられるものであり、十分に活用されているといえる。		
	活動実績は見込みに見合ったものであるか。		－			
	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。		○			
重複排除	類似の事業がある場合、他部局・他府省等と適切な役割分担を行っているか。(役割分担の具体的な内容を各事業の右に記載)		－			
	事業番号	類似事業名	所管府省・部局名			
点検結果	<p>本補助金は、私立高等学校の設置者が産業教育のための実験実習設備を整備する場合に、産業教育振興法第19条の規定に基づいて国が補助するものであるため、引き続き事業者の実需に応じて適切に実施する必要がある。</p> <p>平成24年度においては、予算を上回る事業計画があり、執行に当たって圧縮し、不用の発生が抑えられたところ。</p> <p>平成25年度予算については、各学校法人からの需要が大きいため、現在の事業内容を引き続き維持するため、前年同額を計上し、今後も限られた予算で最大限の効果が発揮できるよう、事業の緊急性や必要性の観点から効果的な事業実施を図るなどして適正な事業執行に努める。</p>					
外部有識者の所見						
外部有識者による点検対象外						
行政事業レビュー推進チームの所見						
現状通り	<p>1. 事業評価の観点：この事業は、私立学校の設置者が産業教育のための実験実習設備を整備するために、これに要する経費の一部の補助を昭和27年度から実施している事業であり、長期継続事業の観点から検証を行った。</p> <p>2. 所見：本事業は、昭和27年度以降長期に継続している事業であるが、高等学校における産業教育のための実験実習設備を整備するために必要な事業であることから、事業規模の適正化やコスト縮減に留意しつつ、効果的・効率的な補助に努めることとし、現在の事業内容を引き続き維持すべきである。</p>					
所見を踏まえた改善点/概算要求における反映状況						
現状通り	-					
備考						
関連する過去のレビューシートの事業番号						
	平成22年	0067	平成23年	0093	平成24年	0101

※平成24年度実績を記入。執行実績がない新規事業、新規要求事業については現時点で予定やイメージを記入。

文部科学省
25百万円

（私立高等学校の設置者が産業教育のための実験実習設備を整備するために、これに要する経費の補助）



公募・補助

A. 産業教育設備費補助事業：25百万円

（産業教育のために必要な実験実習設備を整備するために必要な経費を支出）



※法令等に基づき、国にかわって補助事業者への支出を行うものであり、都道府県において物品調達等を行っていない。

公募・補助

B. 産業教育設備費補助事業：25百万円

（補助金により、産業教育のために必要な実験実習設備を整備）

資金の流れ
（資金の受け取り先が何を行っているかについて補足する）
（単位：百万円）

費目・使途
 (「資金の流れ」に
 おいてブロックご
 とに最大の金額
 が支出されている
 者について記載
 する。費目と使途
 の双方で実情が
 分かるように記
 載)

A.東京都			E.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
補助金	学校教育設備整備費補助金の支出	8.0			
計		8	計		0
B.学校法人上野塾			F.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
設備費	NC旋盤等	4.4			
計		4	計		0
C.			G.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
計		0	計		0
D.			H.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
計		0	計		0

支出先上位10者リスト

A. 産業教育設備費補助事業(都道府県)

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	東京都	産業教育のために必要な実験実習設備を整備するために必要な経費を支出	8.0	—	—
2	佐賀県	産業教育のために必要な実験実習設備を整備するために必要な経費を支出	4.3	—	—
3	大阪府	産業教育のために必要な実験実習設備を整備するために必要な経費を支出	3.8	—	—
4	兵庫県	産業教育のために必要な実験実習設備を整備するために必要な経費を支出	1.5	—	—
5	広島県	産業教育のために必要な実験実習設備を整備するために必要な経費を支出	1.2	—	—
6	富山県	産業教育のために必要な実験実習設備を整備するために必要な経費を支出	1.0	—	—
7	岡山県	産業教育のために必要な実験実習設備を整備するために必要な経費を支出	0.8	—	—
8	茨城県	産業教育のために必要な実験実習設備を整備するために必要な経費を支出	0.6	—	—
9	宮城県	産業教育のために必要な実験実習設備を整備するために必要な経費を支出	0.5	—	—
9	青森県	産業教育のために必要な実験実習設備を整備するために必要な経費を支出	0.5	—	—
9	栃木県	産業教育のために必要な実験実習設備を整備するために必要な経費を支出	0.5	—	—
9	静岡県	産業教育のために必要な実験実習設備を整備するために必要な経費を支出	0.5	—	—
9	愛知県	産業教育のために必要な実験実習設備を整備するために必要な経費を支出	0.5	—	—
9	山口県	産業教育のために必要な実験実習設備を整備するために必要な経費を支出	0.5	—	—
9	福岡県	産業教育のために必要な実験実習設備を整備するために必要な経費を支出	0.5	—	—
9	熊本県	産業教育のために必要な実験実習設備を整備するために必要な経費を支出	0.5	—	—

※本事業は補助事業である

B. 産業教育設備費補助事業(学校法人)

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	学校法人上野塾	産業教育のために必要な実験実習設備を整備	4.4	—	—
2	学校法人旭学園	産業教育のために必要な実験実習設備を整備	3.5	—	—
3	学校法人千代田学園	産業教育のために必要な実験実習設備を整備	2.8	—	—
4	学校法人京華学園	産業教育のために必要な実験実習設備を整備	1.8	—	—
5	学校法人大成学園	産業教育のために必要な実験実習設備を整備	1.6	—	—
6	学校法人呉武田学園	産業教育のために必要な実験実習設備を整備	1.2	—	—
7	学校法人不二越工業高等学校	産業教育のために必要な実験実習設備を整備	1.0	—	—
8	学校法人第一原田学園	産業教育のために必要な実験実習設備を整備	0.8	—	—
9	学校法人佐賀学園	産業教育のために必要な実験実習設備を整備	0.8	—	—
10	学校法人日本大学	産業教育のために必要な実験実習設備を整備	0.7	—	—

※本事業は補助事業である